富士市 特別定額給付金の申請方法をお知らせします

一人当たり10万円

簡単な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的に給付する「特別定額給付金」の申請を受け付けています。

問合せ／富士市特別定額給付金コールセンター　☎55-2953

※受付時間は土・日曜日、祝休日を除く9:00～20:00（6月22日(月)以降は9:00～17:00）。

給付対象者

基準日である令和2年4月27日に、富士市の住民基本台帳に記録されている人

※申請・受給権者は、給付対象者の属する世帯の世帯主です。

給付額

給付対象者一人につき10万円

申請期間

8月20日(木)まで

給付方法

原則として、金融機関口座への振込

※申請書が市に届いた後、市で申請書の内容を確認し、指定口座へ振り込みます。

申請方法

1 「富士市特別定額給付金申請書」が届く

申請書は5月下旬から世帯主宛てに郵送しています。

2 申請書に必要事項を記入し必要書類を用意する

各世帯に郵送された申請書に必要事項を記入し、本人確認書類と指定口座の確認書類（金融機関名・口座番号・口座名義人が分かるキャッシュカードや通帳など）の写しを所定の位置に貼り付けてください。

3 郵送する

同封の返信用封筒に必要書類を入れ、郵送してください。

※「富士市特別定額給付金申請書」による申請には、マイナンバーカードは不要です。

マイナンバーカードによるオンライン申請も受け付けています

世帯主がマイナンバーカードをお持ちの場合、マイナポータルで電子申請ができます。

申請画面で、世帯主及び世帯員の情報と指定口座の情報を入力し、指定口座の確認書類をアップロードしてください。電子署名により本人確認を行います。

詳しくは、総務省ウェブサイトをご覧ください。

▲詳しくはこちら

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、郵送またはオンラインによる申請や電話でのお問合せにご協力をお願いします。
- **既に申請を行った人は、再度申請を行わないようお願いします。**

特別定額給付金を装う詐欺にご注意を！

富士市や総務省の職員などが以下を行うことは絶対にありません！

- ⚠現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ⚠暗証番号を聞くこと
- ⚠受給に当たり、手数料の振込を求めること
- ⚠通帳やキャッシュカードなどを預かること
- ⚠メールを送り、URLをクリックするような申請手続を求めること

不審な電話などがあった場合は、

富士市消費生活センター（☎55-2756）または**富士警察署（☎51-0110）**にご連絡ください。